第24回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年10月5日(水) 14:00~15:16

場 所 大分市保健所6階大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、伊東 龍一、秦 政博、衞本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、中村 喜枝子、長野 幸子、葛西 満里子、永岡 昭代、 古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、日小田 良二、 野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、神矢 壽久、入田 光の各委員 (計25名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長玉衛隆見)、議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、総務課情報公開室主査 岡村 吉宏、広聴広報課主任 小野 貴史(統括者除〈計4名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

1名

次 第

- 1. 開 会
- 2.委員長あいさつ
- 3.議事
- (1)条例の名称について
- (2)市民意見交換会について
- (3)逐条解説について
- (4)その他

<第24回 大分市自治基本条例検討委員会>

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から第24回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、前回の検討委員会では、条例素案の取りまとめを行っていただきました。本日は条例の名称、市民意見交換会での説明資料、条例素案の逐条解説の3点について検討していただきたいと考えております。それでは委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましてこんにちは。大変お忙しい中、また今日は大変足元の悪い中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今、司会の方からご説明がございましたように、今日の大きな目的は条例の名称、市民意見交換会で使用する説明資料、条例(素案)でございますが、その逐条解説の3点につきまして、皆さん方よりご検討いただきたいと思っているところでございます。時間としましては、最大2時間ということで予定をさせていただいております。4時には終了をさせていただくように努めたいと思います。

そこで早速内容に入っていくわけですが、前回の検討委員会におきまして、人権につきまして協議結果を担当課に説明していただくようにお願いしていたわけでございます。委員の皆様方、ご記憶かと思われます。まずその結果報告を事務局のほうからしていただければと思いますが、いかがでしょうか。事務局よろしくお願いします。

事務局

お世話になります。よろしくお願いいたします。座って説明をさせてい ただきます。

今、委員長さんのお話にありましたとおり、前回の検討委員会におきまして、人権についての協議結果を担当課に説明するようにということでしたので、その報告をさせていただきます。

人権同和教育課に対しまして、3点ほど説明をしております。1点目として、前文に人権の尊重という観点から「お互いに尊重し」という言葉を入れています。また、この言葉を入れた理由を逐条解説で説明します。

2点目として、第5条の「市民の権利」における「人権の尊重」につきましては、入れるべきという意見と入れなくてもよいという意見がありましたが、前文に「お互いに尊重し」という人権の意味合いが入っていることなどから、結果としては第5条には「人権」という言葉を入れないということの結論になりました。

3点目として、検討委員会のほうからこの内容を説明するように依頼をされて説明をしております。

以上3点について説明をしましたところ、人権同和教育課としましては、「検討委員会の協議結果につきましては、慎重な審議を何度も重ねられた上でのことですので、十分理解させていただきますが、できることであれば前文には『人権』という言葉を入れていただきたいという気持ちが

強い」ということでございました。事務局からは、以上でございます。

委員長

ありがとうございました。委員さん、どうぞ。

委員

人権のことにつきまして、事務局から報告がございましたが、実は福祉保健部も市長部局におきまして人権の担当部署でございます。従いまして、私も教育委員会の人権同和教育課に話を聞かせていただきまして、事務局から報告されたようなことを私からも聞き取りをいたしました。前回の検討項目の中におきまして、前文については一定の決定という形は見たのですが、私からも前文に「人権」という言葉を入れていただきたいという気持ちが強いので、再度よろしければこの場で個人的に考えた文がありますので、ご提案をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 皆様方よろしいですか。

全委員はい。

委員長 はい、それではご説明を。

委員 入れるということですか。

委員長 いえ、それのご検討を今からお願いするということです。

委員

よろしいでしょうか。なお、この前文につきましては、理念部会の所管事項でございますが、時間的に理念部会を開催する時間がございませんでしたので、理念部会の各委員さんには、事前にこのような形で提案させていただくことはご了解いただいております。今、お手元にお配りしたのですが、赤字にしているのですけれど、「私たち大分市民は、互いに人権を尊重し」という形で、ここに「人権を」という形を入れていただいて、的確に表現したらいかがかというような形で考えましたので、ご提案を申し上げます。以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。ただ今、委員さんからご発言がございました。前回の検討委員会での協議結果を踏まえまして、担当課の意向を確認された上で、前文の4段落目にある「お互いに尊重し」という語句を「互いに人権を尊重し」に変更していただきたいという趣旨のご発言でございます。これにつきましては、前回の会議において一定の方向性の確認は行ったところでございますが、「人権」という言葉の扱いにつきましては、意見が二分されていたという経緯もございますし、委員さんから是非という依頼事項でございますので、大変恐縮でございますが、再度皆様方に今の点につきまして、ご議論をいただければありがたいなと思います。

前回の全体会議の結論から、ブレる部分が出てきたわけでございますが、再度担当課の強いご要望というようなことを考慮していただきまし

て、再度ご検討を司会者としていただければと思います。大変皆様には、 あっちに行ったりこっちに行ったりというようなことでご迷惑をおかけ することになりますけど、是非ご検討を賜ればと思います。様々なご意見 を頂戴し、一定の結論をみたいと思います。よろしくお願いいたします。

特にご意見がなければ、司会者としましては担当課の強いご要望もあるということで、全く前回の結論をひっくり返すようなことでもございませんので、その文言についてはかなり意見も出まして、それで一定の結論を見たわけでございますが、再度、再提案ということで「人権」という文言を入れることについて特にご異論がなければ、先ほどのご提案通りに結論を出させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

委員

質問というか、お聞きしたいのですが、前の段階で「私たち大分市民はお互いに人権を」とありますが、人権をもう少し説明してもらいたいというのは、「私たち大分市民は」の、「は」の中に、大分市民は全体の中に入っているのかなと。あえてここに「人権」ということを、どういうことを言いたいのか、僕にはちょっと分かりにくいのですが。「大分市民は」と、全てこの中に含まれると僕は個人的に思います。人権をもう少し詳しく具体的に説明をしてください。

委員長

委員さん、どうぞ。

委員

「私たち大分市民は」ということで、市民がお互いにということで、何をかという部分が明確じゃなかったので、そこの部分で「市民のお互いの人権を」という形で入れさせていただくと考えております。

委員長

「人権」という言葉の中身は憲法で登場してまいります。基本的人権と いうように。

委員

構いません。大事なことだと思います。僕は何回も繰り返して言っているのですが、この自治基本条例は人権を基に作ったものだと僕は思っています。それで、あえてここに「人権」というのが入ってくるというところに、これを入れても構わないのですが、「私たち大分市民は」の中に人権も全て包含されていると僕は思っているものですから、ちょっとお聞きしました。

委員長

どうもありがとうございました。その他ご意見ございませんか。特にご 異論がなければ、ご提案を承認という形で結論を出したいと思いますが、 よろしいでしょうか。

全委員

はい。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ご提案の内容をご承認させ てもらったということで、前文の一部変更ということの結論を出させてい ただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次にまいります。次は本日の大きなテーマの一つでございます。条例の名称でございます。名称につきましては、論点整理の中で素案が固まった段階で議論をしましょうという段取りになってございました。 素案も固まりましたので、その段取りからしますと、今日は名称を検討すると。できたら一つの結論を得られたらと思うところでございます。

皆様方にご案内のように、当初は「大分市自治基本条例」という名称でスタートしたわけでございますが、昨年開催しました第17回の検討委員会におきまして、「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」となったところでございます。現時点では仮称でございますので、今後市民意見交換会を行うにあたり、さらにパブリックコメントを行うにあたり、委員会としての考え方を整理して、そのことが実行される10月の末までには、名称の確定をタイムスケジュール的にやらなければならないことになっております。予定としましては、10月いっぱいに今日の会議、さらにもう1回、10月25日に会議が予定されているのですが、できましたら今日のところで十分な議論を尽くしていただいて、結論が出ることになったらよろしいかなというふうに思っているところでございます。この点につきまして、事務局から何かコメントがございましたらお出しください。はい、どうぞ。

事務局

条例の名称についてですが、過去の議論の経過を少し説明させていただきたいと思います。当初は、今、委員長さんの言われたとおり、「大分市自治基本条例」という名称でしたが、第16回の検討委員会におきまして、条例素案の第2条の「市民の定義」において、市内に住所を有する人以外も市民としていることなどのご意見をいただき、第16回の検討委員会では「(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)」ということで確認をいただいたところです。

その後、第17回の検討委員会におきまして、これは事務局のほうからお話をさせていただいたのですが、本条例素案の構成を見た時に、第1条の目的には「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」と規定し、第3条の「基本理念」では「市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」と謳い、第6章には「まちづくりの推進」という章を設け、第29条には「地域コミュニティとの協働によるまちづくりの推進」を規定しているなどの理由から、「まちづくり」と「自治」という言葉は、まさにこの条例のキーワードともなっているということから、条例の構成も考慮して、かつ名称と条文内容にも不整合が生じない名称として「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」という名称でご確認をいただいたところでございます。

前々回や前回の検討委員会での論点整理におきまして、「条例の名称は 素案が固まった段階で議論をする」ということでご確認をいただいた経緯 もございますので、できれば市民意見交換会やパブリックコメントを実施 するにあたりまして、検討委員会としての考え方を整理していただいて、 遅くとも次回の検討委員会までには、名称を決めていただければというふ うに考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それではこの辺につきまして活発なご意見を 賜りたいと思います。よろしくお願いします。副委員長さん。

副委員長

名称につきましては、(仮称)という形で名称の話などの時に「まちづくり」を入れてほしいということで、名称に(仮称)ということで入っておりますので、私はこのままでもいいのではないかなと思っています。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。ごくごく一般的に司会者としてご意見を賜るにあたって、こういうご意見が出るのかなと。実に単純な発想なのですけれど、想定としまして「大分市自治基本条例」というのが一つと、「大分市まちづくり基本条例」という、こういう三つのパターンは、一般的にご意見としてどこからか出るのかなと予想をしているところでございます。全く新しい名称というのは、この段階ではもはや出てこないのかなとは思っているのですが、しかし委員の皆様方のごぎりの中に、そういうものも全くないわけじゃないとも思われる部分もございます。そういうことで、より具体的に、こういう名前でいこうじゃないかというようなご発言をいただければ幸いかと思います。今一つの具体案として、副委員長より(仮称)を取って「大分市まちづくり自治基本条例」でどうだというようなご提案でございます。その他ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか、特にございませんか。

副委員長

副委員長さんに賛成。

委員長

はい。副委員長から賛成というご発言をいただきました。今の具体的に、正式名称としてのご提案は本委員会では一つの段階ですね。「大分市まちづくり自治基本条例」。いかがでございましょうか、よろしいでしょうか。はい、それでは特にご異論がないようでございますので、(仮称)を取りまして、正式名は「大分市まちづくり自治基本条例」。まちづくりの表現はひらがなでございます。そういうことで、決定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、長年懸案でありました名称も、今日正式に決定させていただくことができました。ありがとうございました。

それでは、次の今日の議論の柱でございます。次は、次第の3に書いてあります(2)でございますが、市民意見交換会を予定させていただいておりまして、それにつきましては皆さん方にご連絡を申し上げ、さらに出席可能なスケジュールも教えていただくというような具体的な作業に入っているわけでございます。

市民意見交換会を実施していく上にあたって、事務局のほうで大変なご苦労をいただいて、準備方を進めていただいております。今日の段階で、

その進め方の内容を皆様方にご紹介をいただきまして、足らない部分、不必要な部分等々をご指摘いただきまして、より精査させていただけたらと思っております。それでは事務局の方から、意見交換会の資料等につきましてのご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

それでは説明をさせていただきます。まず市民意見交換会で使用する資料についてですが、お手元にお配りしております資料1、2、3、4。資料の右肩に番号を振っております。この4つを考えております。

資料1をご覧ください。先頭の(仮称)を取るということで「大分市まちづくり自治基本条例」という名称に決まりましたので、その(仮称)というのは取らせていただきたいと思っております。

次第についてですが、全体の流れは前回の市民意見交換会と同じになっております。ただし、今回は基本的に検討委員さんで、開会から閉会までを担当していただきたいと考えております。そうなりますので、前回の司会者は事務局でしたが、今回は検討委員さんにお願いをさせていただきたいということですので、司会者と説明者を決めておく必要があるかと思います。この役割分担について、ご意見をいただきたいと思います。

また、本日は用意しておりませんが、前回用意させていただいた説明シナリオについて、事務局としてどのように対応すればよいかということについて、ご意見をいただきたいと思います。

資料1の2枚目をご覧ください。2枚目は条例の紹介、必要性、条例ができた後のまちづくりについて説明をしております。

3 枚目をご覧ください。条例素案のポイントとして、自治の基本理念、 自治の基本原則を図で表しております。

4 枚目をご覧ください。市民、議会、行政の役割と責務を図で示しております。

最後のページをご覧ください。条例(素案)の構造図になります。資料 1 の説明は以上ですが、できれば資料毎にご意見をいただきたいと思いますので、まず資料 1 についてご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

資料1につきましては、説明会の形式ですね、一番の大きなポイントは。前回は、事務局のほうで司会をやっていただいたり、かなりの部分ご説明をいただくというようなことをやっていただいたのですが、今回につきましては、全部私ども委員で責任を持って司会をし、運営しということをやってはどうかということがポイントでございます。具体的な説明をしていくにあたっての素案のポイント等につきましては、これは前回お目通しをいただいた資料と同じ物になりますので、まずこういう形式でやるということのご意見をいただきたいと思います。それでよろしいでしょうかということですね。

事務局のほうで、手前で委員さん方々の出席のアンケートをとっていただいていますよね。そのアンケートを今の段階で、先になるとまた変わってくるかと思いますけど、今の段階でこういう形式でやれるような委員さ

んの出席が得られているかどうか、ご説明いただけますか。全体でよろしゅうございます。どこがどうだというのではなくて結構です。事務局、どうぞ。

事務局

お手元に資料5ということで、会場毎の参加予定の委員さんの現時点での数を記載させていただいております。これを見ますと、確かに少ない所と多い所があるのですけれども、出席状況を見ますと、概ね部会毎にそれぞれ何名かおられたりとか、委員長さん、副委員長さんがおられたりとかいう形になっているかと思いますので、司会者の方と説明者の方という形の役割分担ということは、委員さんの中で一方的な説明でありますけど、どなたか順番にとかいう形でも可能かなというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長

ありがとうございます。こういう資料5のようなご出席状況の中で、ご参加いただける方々の内部で役割分担をさせていただくということに、この計画ではなろうかと思います。役割分担をするにあたっては、色々な部会からご出席がありますので、その点についての調整は事務局の方で段取りをしていただけるということでよろしいですかね。

はい、前回ご確認させてもらったように、一応全員出席という前提で説明会を開かせていただくということでございましたので、かなりの大人数の方がご出席いただくということでございます。具体的に、今度は司会というのはコーディネーターをやるわけですから、一番大変なのは説明役ですね。色々な説明をしていく。そして質問が出た時にその質問に対して答えていくという、その役割というのは大変重要な役割になるかと思います。

従来の役割でいきますと、事務局の方でかなりご加勢をいただいたわけですが、今回全く事務局は関係ないよというわけではなくて、我々委員の議論ではなくて、特に市役所の業務についてどうなっているのだと、いうような説明を求められたりすることも予想されるわけですが、そういった時には司会の方から事務局の方に振らせていただくというようなことは可能なのですかね。いかがでしょうか。

事務局

今委員長さんがおっしゃったとおり、市の行政に関する部分についての ご意見やご質問等があれば、それは当然事務局が答えさせていただくとい うふうに考えております。

委員長

全く委員だけで全てを取り仕切るというわけではなくて、後ろの方に前回みたいに座っていただいて、それで必要に応じてご発言いただけるということですね。あと委員会や素案に関することについては、我々が主体的にご説明し、そして質問に対して答えていくということになろうかと思います。委員の皆様方はその素案について、今までご議論をされたわけですが、その内容についてかなり細かい質問が出る可能性もあるのですね。細かな質問に対して、どういうふうに対応していくかということにつきまし

ては、事務局のほうで「手引き」というものを今作成していただいているところでございます。そういったところでまたご説明があろうかと思いますので、素案の詳細な解釈云々につきましての質問が出た時には、そういったものをご覧になっていただくということが十分可能だということでございます。

ですから、一般的に大まかな運営形式として、我々が主体的にやらせていただくということでよろしいですかね。特にご異論はございませんでしょうか。ないようでございますので、我々が主体的にやらせていただくということですね。色々な連絡、調整につきましては、事務局の方で中継ぎをやっていただくということでございます。形式については、以上でよろしいですかね。また後で、まとめて意見も出していただければと思います。一応、資料1につきましては、特にご異論がなければ次にいかせていただきたいと思います。はい、委員さんどうぞ。

委員

お願いなのですが、以前にこの市民との意見交換会をやった時に、説明する係の人が我々のうちの誰かなのですが、シナリオどおりに、立て板に水のような形で話をしてしまって、会場からはそれに対する不満が結構出ました。ですから、今回はパワーポイントのようなもので、ある程度ビジュアルに訴えられるような資料を、こういう配布資料よりも文字数をずっと減らしたものを用意していただければ、会場からそういう不満は出ないのじゃないかと思います。いかがでしょうか。

委員長

ありがとうございます。よりビジュアル的な説明が可能なような工夫というのはないでしょうか、というご希望のご意見でございます。今、事務局の方で即答というのも難しいかなと思いますので、27日にもう1回ございますので、そういったようなご意見をいただいたということで、段々とそのご意見に沿うような形で努力してみるということでよろしいでしょうかね、今日の段階では。結論を出さずに、そういう要望があったというようなことで、委員さんよろしいでしょうか。色々なご意見、ご希望をお出しください。27日よりも、今日の方が時間的にありがたいです。準備の期間がより長くなりますので。他にございませんか、委員さん、どうぞ。

委員

単純な質問なのですけれど、説明会の時間配分。配分まではいかなくて も、全体の時間はどれくらいの時間を考えられていますか。

委員長

事務局どうぞ。

事務局

前回1時間半という形で13会場でさせていただいておりますので、基本的には1時間半程度と考えております。

委員長

委員さん、よろしいですか。はい、その他ございませんか、事務局。

事務局

役割分担について、前回はこちらの方で出席委員さんの状況を見ながら、何々委員さんお願いしますとか、司会をお願いしますとか、素案の説明をお願いします、というのを事務局の方で案を作らせていただいたというのがあるので、そこの役割分担を事務局の方で状況を見ながら、案を作らせていただいていいのかどうか。そこについて、次回また議論されても構わないのですけれど。それと、シナリオを前回同様に、若干条文の内容が変わっていますので、そういった内容を用意した方がいいかということを、できればそこをご確認いただければと思うのですが。

委員長

はい、分かりました。それではご出席の方々も大体アンケートで分かってきておりますので、どういう方に司会、それから説明役をお願いするかということです。この場で具体的に決めるというのは、かなり難しい部分があるかと思いますので、その点につきましては、私と事務局とでご相談しながら決めさせていただいて、27日の全体会で皆さん方にご確認、ご承認いただくという、そういう段取りでいかがでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

はい、ではそういうことで進めさせていただきたいと思います。事務局 それでよろしいでしょうか。では、素案を、たたき台を27日に出させて いただきますので、それをまたご検討いただければと思います。

それでは、資料1が終わりましたので、2の方に行きましょう。

事務局

資料の2についてですが、条例の素案という事でこの「仮称」という文言は削除させていただきたいと思います。それと、前文につきましては、先ほど「人権に」ということで文言の訂正をさせていただきたいと思っております。第1条から第32条までと附則を載せた資料となっております。資料2については、以上でございます。

委員長

事務局ちょっとお尋ねしますが、これは会場ではどうなるのですかね。 会場にご参集される方々に対しては。

事務局

会場に見えた方に、お配りするように考えております。

委員長

はい。それと、手前で何かこの素案を参集者がご覧になっていただいて、 会場にお見えになるというような段取りがあるのですかね。例えば、ホームページで見られるとか、市報で何かご紹介があるとか。

事務局

11月1日号の市報に、市報1ページを割く形で自治基本条例の条文の紹介と意見交換会、パブリックコメントについて市報で掲載させていただくように考えておりますので、条文そのもの、資料2のとおり全てを載せることはできませんが、自治基本条例についての紹介、これまでの検討経緯などをご紹介するようには考えております。

委員長

条文の全体は当日ということになると思うのですが、ホームページでは何か見られるのですかね。それは、11月1日号の市報でホームページのご紹介もありますかね。

事務局

ホームページにも、条例の素案を掲載させていただきたいと思っております。

委員長

パソコンのできる方は、そこからご覧になれるということですよね。条例につきましてはそういうことで、次に行かせていただきたいと思います。後で、またまとめてご意見いただければ。3にまいりましょう。

委員

前回来られた方が、全然分からないまま来てぽっと出されても意見の出しようがないという意見が結構あったのですね。だから、私はちょっと手間がかかるか分かりませんが、ホームページ等を見られる方はいいのですが、パソコンまで持っていないとか、そういう方がいらっしゃれば、各校区なら校区に20部か30部ぐらいお届けしておけば、その校区でこういうことがあるのだと。今からまちづくりに対して、こういう自治基本条例が制定されるのだというような形で、この前も自治委員さん等お見えになっていたところもありますけども、そこまでの徹底はある程度やっておかないと、また今度同じ会場で同じ意見で、俺なんかはホームページが見られなかったと。

要するに、こうだというようなご意見をいただくよりは、もう今度は最終コーナーを回るわけですから、できれば印刷も大変でしょうけども、各校区に20部なら20部、そしてその校区がもっとこれについて勉強したほうがいいというようなものがあれば、コピーすればいいわけですから、その辺のご配慮をしていた方がいいのではないかと思うのです。ちょっと手間はかかるのですが、徹底的にそういうことはできないのかなと、お願いとご提案なのですが、いかがでしょうか。

委員長

ありがとうございます。確かに、前回いきなり今日見て意見というのはなかなか出しにくいですよねというようなことがございましたよね。ですから、そういったことの繰り返しのないような工夫ができたら、大変よろしいわけですけれど、事務局何か今の段階で。

事務局

まず、地区公民館にパブコメの資料を11月1日から置かせていただきたいと思っておりますので、この資料等を意見書の用紙も含めて置かせていただくというふうに考えております。そして、今の校区公民館につきましては、郵送することが可能と思われますので、そういった方法で検討させていただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。委員、よろしいでしょうか。その他ご意見ございませんでしょうか、事務局どうぞ。

事務局

それで、併せて自治委員さんにも、公民館に資料を置いていますという ことを周知させていただければと考えております。以上です。

委員長

ありがとうございます。そうしたら、また後ででもまとめて結構ですから、ずっと先に進みましょう。資料の3でございますね。アンケート。

事務局

資料の3です。市民意見交換会アンケートをご覧ください。今回も前回と同様にアンケートを行いたいと考えております。問1から問6、裏面はご意見という形になっておりますが、年齢、性別、参加した理由、必要性などの質問と、裏面に意見の記入欄ということを設けております。事務局からの説明は以上です。

委員長

前回もアンケート取られましたよね、前回のアンケートと何か違った特徴があればご紹介ください。

事務局

前回の市民意見交換会後の検討委員会におきまして、アンケートについてのご意見をいただきました。具体的に申しますと、裏面に問ということで、「『この条例が制定されたら、大分市のまちづくりに参加したいと思いますか』という質問があったのですが、答えられずに家のほうに持ち帰られた」ということで、アンケートの内容については検討委員会でも十分議論する必要があるのではないか、というご意見をいただきました。

ですから、前回かなり枠いっぱい書かれた市民の方もおられましたので、今回はその設問は取らせていただいて、そこはご意見欄という形に変えさせていただいたとこでございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。裏面が今回工夫をしたというところでございます。市民の皆様方が、こういうアンケートでご意見をお述べになる。更には、パブリックコメントという手段を用いて意見を集めますので、そこでも意見を述べることができるということ。更に、会場で直接会場でご意見をお述べになることもできる、というようなことでございますね。いかがでございましょうか。アンケートにつきましては、こういう形式をもってやりたいということですが。どうぞ、廣次さん。

委員

問4と問5についてですが、これはどういう目的で集められるのかというのを伺いたいのですが。1回目であれば2回目、3回目の時のものを参考にするということが考えられると思うのですが、今回はある意味では最後になる可能性があると思うのですが、例えば連続してやる最初の方の中身を踏まえて、中盤、後半はそのアンケートに答え、対応して、内容をもっと変えていくとかいうようなことも検討されている、というふうに考えてもいいのでしょうか。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

問4と問5につきましては、委員さんがおっしゃるとおりちょっと他の問と趣旨が違っておりまして、事務局の説明と言いますか、設定とか、そういった資料だとか、それについて「どうでしたか」という形の問いかけになっていまして、今後どうするということでの問いということで考えたものではございません。

委員長

そういう意味合いからすると、果たして問いかけるのが全会場で、最初の1、2会場でまずやってみて、それで長すぎるよとか、何とかというような反応があれば2回目、3回目以降工夫をするという意味合いでのアンケートというのは十分に意味はありそうですけれど、これを最後の最後までずっと同じ形でやるとなると、もっと他の質問もあるのかなとか、思い切って割愛していいのかなとかいうこともあろうかと思いますので、この点につきましてはまたご検討をいただくということで、まだアンケートを実施するのは11月からでございますので、ちょっと検討をさせていただくということでいかがでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

では、そういうことにさせていただきたいと思います。アンケートにつきましては、まだ時間がございますので、色々とまたご意見を後でまとめていただいても結構でございます。

資料の4にまいりましょう。資料の4はQ&Aの文章でございます。その点についてコメントをお願いします。どうぞ。

事務局

次に資料4の条例(素案) Q&Aということでございます。逐条解説と併せて、条例(素案)の内容をより理解できるように質問形式にして記載しております。詳細なそれぞれの説明は省略させていただきますが、1ページから5ページの上段までは、条例(素案)の全般事項ということで、それ以後は条文ごとに分かりにくいと思われる点について、事務局のほうでQ&Aというような形で説明をさせていただいております。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。今日、逐一検討していくということよりも、皆様方におかれましては、ご自宅でこのQ&Aをお目通しいただきまして、それで27日にその手前でも結構です。事務局に、こういうことはどうだろうかというようなご提言、アドバイスを賜ればと思います。これも現在未定稿ということでございますので、定稿に近づくよう皆様方のご意見を賜りながら、より精査していけたらと思うところでございます。じっくりとお目通しはご自宅のほうでお願いしたいと思います。事務局それでよろしいですね。それでは資料の5にいきましょう。

事務局

資料の5です。現時点での出席状況表でございます。前回の検討委員会 におきまして、明野出張所管内もということでご意見をいただいておりま したので、明治明野公民館を入れさせていただいて、合計 9 ヶ所で開催をさせていただきたいと考えております。参加予定の委員さんの数は、現時点での予定ということでございますので、あくまでこれは若干流動的になるかと思いますが、そういうことでお答えをいただいているところでございます。事務局からの説明は以上です。

委員長

ありがとうございました。このようなたくさんの人数の委員さんにおいていただくというのは、非常にありがたいことでございます。会場につきましては前回ご意見をいただきまして、会場を増やしたいというような対応をさせていただいているところでございますが、特にこの会場につきまして更に何かご意見がございましたらお出しいただければと思いますが、よろしいでしょうかね。

時間につきましては、現段階で修正するのは会場の確保がございますので、厳しいかなと思われます。いわゆるメイン会場と言いますか、多くの方々がおいでいただけそうな所の部分につきましては、時間を昼間、しかもお休みの土曜日とさせていただいているというところでございます。

事務局

その他の事項として、幾つかご説明をさせていただきたいと思います。 まず会場までのアクセス方法についてですが、全ての会場に駐車場がございまして、土曜日に開催いたします文化会館は城址公園。また、鶴崎、稙田の両市民行政センターは駐車場もございます。各支所、明治明野公民館にも駐車場はございますので、お車で行かれる方は駐車場に止めていただきたいと思います。

また、車を運転されない方は、文化会館以外の会場につきましては、事務局と一緒に会場までという形で考えさせていただいておりますので、詳細につきましては、次回の検討委員会でご説明をさせていただければと思っております。また、地図等も必要であれば用意をさせていただければと考えております。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。足の確保につきましては、事務局の方で色々と 工夫をしていただけるということでございます。前回も事務局の方で色々 と段取りをしていただきましたけども、そういったできるだけ参加しやす い、委員さんが出向きやすいという段取りをやっていただけるということ でございます。今の段階で、前回の経験を踏まえてこんなこともしてもら いたいというようなご希望がございましたら、お出しいただければと思い ますが、いかがでしょうか。

委員

以前この会議の時に、こういった自治会だけではなくて経済界であるとかNPOだとか、そういった集まりの会にこういった説明をしたらどうだろうか、というような案を出させていただいたのですけども、それについては何かご検討いただいたのでしょうか。そのご検討いただいた結果がこれなのかどうかというところを教えていただければと。

委員長

委員さんの方から、前回より広く多くの方々に呼びかけをしてはどうか ということで、ご発言があったかと私は記憶しております。その点につき まして、事務局のコメントがございましたらどうぞ。

事務局

委員さんのご発言は前々回の時に検討させていただいて、団体ですとか、経済界とかこういった所に今回はこの市民意見交換会の開催の案内を送らせていただこうということで、今考えてさせていただいております。現実的にそういった方々を対象とした意見交換会というのは設定させていただいていないのですけども、ご意見をいただいてそれを検討させていただく中で、そういった所にも案内をお送りさせていただくということで、対応させていただければと考えているところでございます。

委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員

前回では、13ヶ所の確か400ちょっとの人数だったと思うのですよね。今回、また同じような会場で9ヶ所という形であれば、人数的にもそんなにたくさんの人達が来るということは、ちょっと考えにくいと思うのですね。それとか来られる人の層、今までと同じような層になるのかなということを考えた時に、市民との本当の意見交換会をまだまだ広くするのであれば、今までやったことのないそういった会で、例えば経済同友会とかそういった形になると、色々な人達が集まって来ますので、その会をそのまま利用させてもらうとかいうような方法も一つかなと思ったのですね。そうすると、例えば公民館でした場合に、やはり自治会の関係の人達が非常に多いと思うのですよね。それとは違う層の人達も来る可能性があるのかなというふうに思いましたので、そういったお話をさせていただきました。

委員長

どうもありがとうございました。委員さんのご発言の中身に対しまして、事務局の方で対応していただいて、そういったところにご案内をするというところなのでございますが、更にそういう団体を直接相手に説明するということだってあり得るわけでございますが、その辺のところの努力を更に重ねていくかどうかにつきましては、委員、それから事務局のキャパシティーと言いますか、色々な能力の限界もございますので、そういったところを踏まえながら決定させていただくというのが一番妥当かと思います。

今日、皆様方の中で是非そういうことをやるべきだというようなご意見をたくさんいただければ、そういう方向で私と事務局で検討に入ろうかと思いますが、いかがでございましょうか。悪いけれども、公民館に来てください、決して自治会の方々が中心ではございません、一般市民の方どなたでも結構なのですよという、幅広くご案内をさせていただいて、会場は現行通りというようなことが今の事務局のたたき台でございますが、更に色々というようなご意見がございましたら、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか、副委員長さん。

副委員長

原則論で言うなら、委員さんの言うとおり色々なところですべきじゃないかなと思っています。市民の定義自体が、そういう定義をしておりますので。2条ですかね、2条の3で、市内で事業を営み、その他の法人、その他の団体を呼ぶということで定義しておりますので、今委員さんが言ったのは、そういうところに対してこの説明会というのは、原則で言うならする方が望ましいということは言えると思うのですけども。先ほど委員長の言ったキャパの問題とか、能力の問題とかそういうところからするとそこまですることが可能なのかなと、疑問も残るところなのですが。

委員長

ありがとうございます。11月は夜間でございまして、7時からとなっております。本来ならもうごゆっくりされているところで、ほぼ連日のようなスケジュール調整になっておりますので、厳しいかなと私個人が考えまして、かなり厳しいなと個人的に思ったものですからね。

できたら、この会場の参加をできるだけ多くの委員さんに参加していただいて、きっちりと説明会をやらせていただくということを、第一優先に考えてみたらどうだろうかなと思うところでございます。できるだけ広い範囲で色々な方を対象にというのは、本当にもっともなご提言でございます。おっしゃるとおりだと思いますけど、なんせ生身の人間でございますので、後はできるだけ出席しやすいようなご案内をさせていただく、道案内をさせていただくという努力で収めていったらどうだろうかなと、司会者としては思うのでございますが、いかがでしょうか。

皆さん方の色々な思いの中で、一番いいというのが何か、ちょっと今は 判断しかねるわけですけど、とにかく色々な方にご案内するというところ の努力は、精一杯やらせていただきたいと思います。そして時間的、会場 的な部分につきましては、この議案のとおり展開していただくということ で、いかがでしょうか。ご承認いただけますでしょうか、委員すみません けれど。

委員

ここで決まれば、私としてはそういう案を申し上げただけであって、特別にそれをしていただかないといけない、というようなこだわりを持っているわけではありません。前回と同じような層にするというのが、どれだけ意味があるのだろうかなという疑問も持っておりましたものですから、申し上げさせていただきました。

委員長

おっしゃるとおりだと思います。前回は13会場で、今回は9会場になっているということが一つ、13でやるべきではないかというようなご意見を委員の皆様方の中にはお持ちの方も多いと思います。それは9にさせていただいたというようなことで、キャパの問題というか能力の問題で11月に集中するものですから、こういうことにさせていただいております。委員のご趣旨のほどをなるべく活かすように、ご案内を色々と工夫していきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、大体説明会の段取りの大枠がイメージとして浮かび上がって きたかなと思います。色々な仔細な部分につきましては、まだまだ詰めな いといけない部分がございますので、その点につきましてはまた27日に向けて精査しまして、委員の皆様方に全体会でお話したいと思います。

一つ残っておりますのが、是非この段階までにいけるとこまでいきたいというのが最後に残っております、今日お手元にお配りさせてもらっています、大分市まちづくり自治基本条例の逐条解説でございます。それにつきまして、今、膨大な仕事に取り組んでおられますけど、事務局の方でこの点につきましてお話いただけますか。この点だけ、どうぞ。

事務局

お手元にお配りしております資料のうち、最後に置いております少し厚い資料になりますけど、大分市まちづくり自治基本条例についての逐条解説(案)ということで、事務局なりに作成をさせていただいております。逐条解説につきましては、事務局においてたたき台を作成し、これを本委員会においてご検討いただくということで、以前の全体会におきまして事務局への作成のご指示をいただいておりましたので、今回提出させていただいた、たたき台としての案を基に、ご議論をお願いしたいと思っております。

若干中身の構成に触れさせていただきますと、表紙、目次に続きまして 序章というような形で、「はじめに」と題した中で、条例制定の必要性や、 制定に向けた検討の経緯などについて簡単に述べさせていただいたあと、 現段階の素案、11ページ以降に逐条解説の中身ということで構成をさせていただいております。ご覧のように、かなりのボリュームがありまして、 今日この場で直ちに詳細の検討を行っていただくということは困難であるうかと思われますので、できれば各自中身をご覧いただいた上で、次回の全体会以降に皆様のご意見をいただければと思っております。

また、次回の全体会でご議論いただいた結果を反映させた原案に対して、パブリックコメント等でも広く市民からの意見が出されると思われますので、これらを受け再度必要な修正を加えながら、徐々に完成に近づけていただければと考えております。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。説明会にお出でになられます委員の皆様方におかれましては、貴重な材料ということになります。ここに書かれているものは未定稿ですが、逐条解説を存分にご家庭で読み上げていただいて、27日には可能な限り情報レベルを共通化すると。すなわち、問題点の総ざらいをやりまして、そして大体問題ないだろうと、絶対問題ないというところまでちょっと時間的には厳しいかと思いますので、これで大体いいだろうというところまで27日にいけたらと思っております。

そういう意味で、今後説明会に向けて委員の皆様方がご出席なさるについては、色々な宿題と言いますか、そんなのがありますので、一つそういう点のご覚悟というものも、今から持っていただくと幸いかなと思うところでございます。これは膨大な時間がかかって事務局でこれを作成していただいたのですが、その作業をここで精査するというとこれから3時間、4時間かかってまいりますので、今日の段階ではこういうものをご家庭でお目通しいただきまして、ご意見等ございましたら27日に向けて集約を

させてもらいますので、事務局の方にどんどんと個別にご意見をお出しい ただければと思います。

出していただきましたものに対して、事務局はどういうふうに対応するかというところまではいけませんので、こういう意見だというようなことで、この点はもう少し説明がほしいとかいうようなご希望とか、色々なものをお出しいただければと思うところでございます。当日27日にボンと出るよりも、手前で出たほうがより精査されたものができ上がるかと思います。説明会の全体像のイメージ、よろしいでしょうか。こういうものをベースにして、そして説明が行われていく予定だということでございます。

さて、今日大体用意させていただきました部分、3本柱につきましてはご議論をいただいてきているところでございまして、特に3番目につきまして、段取りにつきましてはこれで今の分でよろしいとなれば、また事務局の方でこの作業をよりブラッシュアップするためにやっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。特にご注文ございましょうか。委員さん、どうぞ。

委員

さっきのアンケートの件ですが、問6、大分市まちづくり自治基本条例の必要性についてとなっておりまして、必要だと思わないという部分があります。もし、必要だと思わないという人が50%以上いたら、これは作らないということになるかと思うので、この部分は必要性ではなくて必要性の度合いとかに変えないとおかしいのではないかと思いますけど。

委員長

事務局どうぞ。

事務局

先ほどご意見をいただいた部分も含めまして、ただ今のご意見を本当に 貴重なご意見だと受け止めさせていただきまして、そこら辺の分について も再度検討させていただきたいと思います。

委員長

委員さんよろしいでしょうか、まだ精査させていただきます。まだ完成ではない素案ということで、ご理解いただければと思います。それでは、ほぼ私の方で予定しました議題は尽くされてきたかと思いますので、その他事務局の方で何かご提案等がございましたらお願いします。どうぞ。

事務局

最後になりました。申し訳ござません。現在、議会におかれまして活性化に向けて積極的に取り組んでおられます。このまちづくり自治基本条例におきましても、様々な角度からご検討いただいておりまして、実は本日第11条に総合計画に関する条文を掲げております。「ここの総合計画にかかる条文につきまして、少し修正を」とのご意見をいただいたところでございます。

この内容につきまして、事務局として、これから委員として出席されております議員の皆さまと内容等の確認をさせていただき、できれば次の全体会におきましてご議論いただきたいと思いますので、次回の全体会で皆

様にお諮りすることをご承認いただければと思います。

委員長

はい。1 1条の規定につきまして、修正案が示される可能性があります。 そこで、その案につきましては、事務局から、それから今議員をされておられます委員さんの間で詰めていただいてお出しいただくと。意思決定につきましては、次回やらせていただくということでございますが、そういう段取りをご承認いただければということですが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

27日の会議でご判断をいただければと思います。事務局どうぞ。

事務局

スケジュールになりますが、次回の第25回の検討委員会につきましては、10月27日木曜日午後2時から市役所第2庁舎6階の大研修室で開催いたしますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。前回の案内の文書に、25回の分も24回と併記させていただいておりますので、そちらでもご確認いただければと考えております。また第26回の検討委員会につきましては、11月に市民意見交換会を開催するということで、12月の中旬に開催をさせていただきたいと考えております。

なお、日程調整表につきましては、次回の検討委員会でお配りいたしますので、その際に出欠のご記入をお願いできればと考えております。事務 局からは以上でございます。

委員長

ありがとうございました。本日は、詰めの議論をしていただきました。 長い道中の中で、正式名称が決まりました。大変記念すべき全体会議であったなと思われます。10月27日、会場は変わります。市役所のほうに移りますが、多くの方々のご出席を賜わることをお願い申し上げまして、本日はこれにて終了ということにさせていただきたいと思います。長時間誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。よろしくお願いいたします。